

一般競争入札仕様等に関する回答書

令和 8 年 9 月 10 日
(訂正日 令和 8 年 9 月 11 日)

福島県知事 内堀 雅雄

物品等の名称	福島県県北保健福祉事務所ほか 15 施設で使用する電気
質 問 事 項	
1. 当該供給地点の供給管区を確認するため、下記についてご教示いただけますでしょうか。 ①当該供給地点を管轄する一般送配電事業者（旧一般電気事業者） ②請求書等に記載のある供給地点特定番号の先頭 2 桁 2. 提出する書類の日付は提出日でよろしいでしょうか。また、入札書の日付のご指定（例：開札日）等はございますか。 3. 契約期間中に増設工事等により、契約電力が 500kW 以上の協議制となる予定はございますでしょうか。仮に、契約期間中に協議制となった場合には契約単価の変更協議に応じていただけますでしょうか。 4. 全施設、予備電力のご契約はないという認識で相違ないでしょうか。 5. 弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。また、弊社では料金算定期間の翌月末日を支払期日としております。ご了承いただけますでしょうか。 6. ①紙の請求書の発行は必要でしょうか。なお、請求書は WEB 上のマイページにてご確認およびダウンロードいただけます。 ②発行が必要な場合、発行手数料（330 円）はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。 7. 請求書発行について、弊社では毎月 7 営業日頃の発送となっておりますが了承いただけますでしょうか。（年度末でも同様） 8. 全施設の現在の計量日をご教示ください。 9. 送電開始日と現在の計量日が相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月 1 日となる可能性がございます。ご了承いただけますでしょうか。 10. 1 地点の請求書を複数に分割した請求書発行が必要な場合、以下についてご確認ください。 ①分割請求書の発行対応は必須でしょうか。 ②分割数をご教示ください。 ③分割した請求書には使用量や金額の内訳記載はされず、請求金額のみの情報となりますがご了承いただけますでしょうか。 ④通常の請求書を発行後、分割情報を提供いただき、その後分割請求書を作成いたします。分割請求書の発行には通常よりもお時間をいただきますがご了承いただけますでしょうか。 ⑤分割を行う場合、各施設の分割後の請求金額をご提供いただく必要がございます。子メーター等で計測した使用電力量を元に弊社で請求金額を算出する対応はできませんがご了承いただけますでしょうか。 11. 電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。（1 枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか）複数からのお支払が発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通	

知いただくことは可能でしょうか。

12. 全施設、自動検針装置はついてますか。
13. 契約に関する事項について、以下の3点をご教示ください。
 - ①仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事柄について協議いただくことは可能でしょうか。
 - ②契約締結後に制度変更等の外的要因が生じた場合、これに伴う契約内容・単価等の変更について協議いただくことは可能でしょうか。
 - ③契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能でしょうか。
14. 入札書と内訳書につきまして、割印、ホッチキス留めなど、指定はありますか。また、郵送提出の際、入札書、内訳書を封入した内封筒と、郵送用の外封筒での二重封筒で提出する必要はありますでしょうか。
15. 入札金額を算出する際、下記の認識でよろしいでしょうか。
 - ・基本料金及び電力量料金の各単価には消費税および地方消費税を含むことができる。
 - ・基本料金および電力量料金は端数処理を行わず小数点第二位まで含むことができる。
 - ・各月の基本料金と電力量料金の合計額に1円未満の端数が生じたときは、月ごとにその端数を切り捨てる。
 - ・1年間の総額（税込）より入札金額（税抜）を算出する際、1円未満の端数を切り上げる。
16. 衛生研究所について、時間帯別プランではなく、季節別プランでの応札は可能でしょうか。不可の場合、全時間帯を同一単価として応札することは可能でしょうか。
17. 弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額（電源調達調整単価）を算出することは可能でしょうか。
18.
 - ①弊社が契約に至った場合、入札時点の約款に基づく燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。
 - ②ご了承いただけない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際に契約単価の見直し協議は可能でしょうか。
19. 燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での応札、契約締結は可能ですか。
20. 落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。
21. 入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金（燃料費等調整額がある場合はそれを含む）は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。
22. 落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがございます。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者に支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますでしょうか。
23. 合算請求書の発行が必要な場合、地点ごとの請求内容をまとめた一覧表の作成はできかねますがご了承いただけますでしょうか。
24. 計量結果の報告および検査について、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認・ご対応いただけますでしょうか。また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。
25. 契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数が

ある場合そちらの日程での提出ができかねる可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。

26. 発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費等調整額」と記載される形となりますが問題ございませんでしょうか。
27. 弊社では蓄熱割引等の適用ができませんがご了承くださいませか。
28. 自家発補給電力の契約はありますか。
29. 入札・契約保証金免除書類および履行実績証明書について、供給期間が以下の契約実績でも対象となるとの認識でよろしいでしょうか。
例) 供給期間：2024 年 4 月～2025 年 3 月
30. 入札・契約保証金の免除を希望する場合に提出する「種類及び規模を同じくする契約」とは、どの項目を基準に判断すればよろしいでしょうか。
例) 契約電力、使用電力量、契約金額、契約期間、等
31. 契約書案第 10（調査監督等）につきまして、どのような場合に調査を行うのでしょうか。また、具体的な調査内容をご教示いただけますでしょうか。
32. 割引等の設定がない場合、内訳書は Sheet1 を使用するという認識で相違ないでしょうか。
33. 弊社本社所在地が令和 8 年 9 月より変更となります。入札書には変更後の本社所在地を記載して提出することで差し支えないでしょうか。また、申請書類の一部について、現時点では変更前の本社所在地が記載された資料しかございませんが、提出上問題ございませんでしょうか。
34. 市場連動プランでの応札は可能でしょうか。
35. 旧一般電気事業者（一般送配電事業者）が燃料費調整額の算定諸元を変更した場合においても、弊社では、入札時点の約款に基づく燃料費調整額の算定諸元を、契約期間中継続して用いて計算させていただきますが、よろしいでしょうか。
36. 35 が難しく、旧一般電気事業者が契約期間中に燃料費調整額の算定諸元を変更した際は、旧一般電気事業者（一般送配電事業者）が新たに設けた算定諸元を適応致しますが、その際に契約単価の見直し協議をご対応頂けますでしょうか。
37. 契約期間中に一般送配電事業者が託送料金の料金改定を行った場合には、当該改定内容に応じて契約単価の変更について協議させていただくことは可能でしょうか。
38. 1 施設（1 つの供給地点特定番号）の電気料金のお支払いを複数で分担して支払いされることはございますか。
また、弊社では 1 施設につき 1 つの請求書のみ発行のため、複数施設への分担した請求書の発行できませんがよろしいでしょうか。
39. 請求書につきまして、原本の郵送は必要でしょうか。それとも、お客様向け WEB ページ（マイページ）からダウンロードした PDF データでのご提出でも問題ございませんでしょうか。
40. 開札結果は、応札会社全てにご連絡を頂けますか。
また、開札結果の公開範囲をご教示下さい。（応札会社全て、落札会社のみ等）
41. 契約期間中は、みなし小売電気事業者の入札時の約款の算定方法に基づく単価を適用させていただいていただきますが、問題ございませんでしょうか。
42. 電気・ガス価格激変緩和対策措置や酷暑乗り切り緊急支援などの政府の支援政策が再度実施されることとなった場合、弊社では燃料費調整単価からのお値引きではなく、別項目を設けてのお値引きとなります。ご了承くださいませでしょうか。
43. 郵便物の配達遅延及び紛失への対策、改正電子帳簿保存法への対策、今般の社会情勢や環境配慮のためのペーパーレス化等を目的に、電気料金請求書等の帳票を WEB ページでご確認いただく方法をご了承いただけますでしょうか。
44. 弊社では仕様書や契約書（案）に記載がない場合、供給施設内にご入居されている企業様に対して分割して請求書を発行する事が出来ません。供給地点特定番号毎の請求書発行となりますが、ご了承くださいませでしょうか。

45. 弊社では仕様書や契約書（案）に記載がない場合、各施設をまとめた一括請求について発行することができません。供給地点特定番号毎の個別での請求書発行となりますが、ご了承いただけますでしょうか。
46. 現在の契約電力は仕様書記載のとおりでよろしいでしょうか。異なる場合はご教示ください。また現在の契約電力が500kW 以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。（頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。）
47. 現在の計量日をご教示ください。
48. 現在の電力供給会社をご教示ください。
49. 弊社では、計量結果の報告（通知書）を請求書に記載しているご利用の内訳で替えさせて頂いております。検針結果等の通知書を請求書発行前に別途行うといった対応は行っておりませんが問題ございませんでしょうか。また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承いただけますでしょうか。
50. 弊社では料金のお支払方法を銀行振込み、または口座振替のいずれかをお願いしておりますが、ご了承いただけますでしょうか。
51. 契約保証金免除規程に該当する場合、入札保証金納付免除申請書と併せて提出している契約書の写しで判断していただけるのでしょうか。
別途手続きや提出書類が必要な場合はご教示ください。
52. 仕様書等に記載の無い、契約期間中に施設の閉鎖や移転等により電力の供給停止に伴う途中解約が発生する場合、協議のうえでの解約となりますがご了承いただけますでしょうか。
53. 当該地域を管轄する電力会社（一般送配電事業者を含む）による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。
54. 現在、一般送配電事業者において託送供給等約款の見直しに係る変更承認申請が行われており、2026 年11 月以降、託送料金単価が改定（値上げ）される見込みとなっております。
しかしながら、現時点では改定内容の詳細が公表されておらず、当該改定影響額を入札単価へ適切に反映することが困難な状況です。
このため、今後公表される託送料金改定の内容により、当社において吸収が困難な負担増が生じる場合には、契約単価の変更について協議をお願いする可能性がございます。あらかじめご了承いただけますようお願いいたします。
55. 弊社では蓄熱割引等の適用ができませんが了承いただけますか。
56. ○○割引額（円）の項目について該当がない場合は、項目を空欄もしくは野線等の記載をすることで問題ございませんでしょうか。
57. 弊社では、料金単価の変動をもたらす燃料費等調整の仕組みを導入していないため、燃料費等調整が必須の場合は入札に参加することができません。
弊社のような事業者が応札に参加し、契約をすることは可能でしょうか。
※契約期間中に燃料市場等の高騰があった場合でも、弊社から値上げをお願いすることはございません。
また、政府による割引（激変緩和処置等）が発生した際には、適切な額を請求額に適応させていただいております。
燃料費等調整を行わないことで燃料市況や市場価格の変動リスクを抑えられるだけでなく、請求金額が安定（固定化）し、予算管理等にもお役立ていただけるものと考えております。
58. 弊社では、システム上の仕様および業務運用上の理由により、入金後の領収書発行には対応しておりません。
お支払いの証憑につきましては、当社発行の請求書および金融機関が発行する振込明細書等をもってご確認いただく運用としております。
つきましては、上記運用を前提として契約履行が可能かご教示ください。
59. 市場連動プランでの応札は可能でしょうか。可能な場合、以下の点についてご確

認いただけますでしょうか。

市場連動プランは、一般的な固定単価契約とは異なり、市場価格（JEPX エリアプライス）に応じて電力量料金単価が変動する契約となります。

請求項目や料金体系が固定単価契約とは異なりますが、問題ございませんでしょうか。

60. 2026 年 11 月に各一般送配電事業者による託送供給約款の見直し（託送料金の改定）が予定されております。

入札額の算定において、入札書提出時点において公表・適用されている託送供給約款に基づく託送料金を前提として算出する認識でよろしいでしょうか。

また、契約期間中（応札後）に託送料金の改定（積算前提とした料金からの変更）が実施された場合、当該改定額相当分について契約単価の変更（協議）は可能でしょうか。

61. 入札書記載の日付をご指示願えますか。
62. 入札書と入札内訳書は割印をする必要はございませんか。また、ホチキス止め・袋とじ・書類を重ねた状態でずらして押印など、ご指示はございますか。
63. 料金算定時及び内訳書作成時における端数処理
（月々の基本料金・従量料金あるいは月次の電力量料金）等につきましてご指定ございますか。
64. ご提示いただいた内訳書での単価設定が1施設時間帯別のメニュープランとなっております。
弊社としては季節別プランで応札希望ですが時間帯メニューは必須でしょうか。
弊社にて修正してもよろしいでしょうか。
65. 契約時において、燃料費等調整額について、燃料費等調整額を請求しない料金メニュー等での対応は可能でしょうか。
66. 契約時において、燃料費等調整額については、入札単価算出時に適用した算定諸元（基準燃料価格、基準市場価格、算定式等）を契約期間中、継続して適用する対応で問題ございませんでしょうか。
67. 旧一電において燃調諸元の変更が行われた際、弊社システム対応の関係で現行の諸元を継続するなど協議させていただくことがあることをあらかじめご了承ください。
68. 契約単価には、需要場所を管轄する一般送配電事業者が適用する託送供給等約款に基づく託送料金が含まれております。託送料金等の改定が予定されておりますがその際、本契約における電気料金の見直し（単価変更）が行われることをご了承ください。
69. 弊社請求書様式として燃料費調整単価と市場価格調整単価は合算され燃料費等調整単価として表示されますのでご了承ください。
70. 自家発補給電力のご契約のある施設はございますでしょうか。
71. 計量日は毎月1日でしょうか。
72. 契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更、受電設備の新設など、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。
73. SW切替の際必要となりますので、現在の供給者を教えていただけますでしょうか。
74. 弊社は環境配慮の観点等により、紙請求書を廃止し、完全電子化へ移行いたしました。

お客さまにはWEB上の『お客様ページ』にて請求書（施設ごとの内訳書アリ）を確認・ダウンロード・印刷して頂くこととなりますが、ご了承ください。

また検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただいております、毎月の受電月報（30分データ）の提供は、WEBからのダウンロードにて可能ですのでよろしくお願いいたします。

75. お支払い方法は、お振込みでしょうかあるいは口座振替でのご対応でしょうか。
76. 銀行振込により振込手数料が発生した場合、
民法第484条、第485条の「持参債務の原則」に基づき該当手数料は振込者のご負担となります。予めご了承願います。
77. 対象施設内で入居されているテナント様から個別（分割）での入金等は発生いたしますか。
また、同様に各テナント様へ別途請求書発行の対応は発生いたしますか。
78. 契約内容に関する協議にはご対応いただけますでしょうか。
79. 第4条（権利義務の譲渡）
下記文言の追記をお願いできますでしょうか。
▶ただし、甲の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して
売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。
80. 第8条（計量及び検査）第10条（電気料金の支払）
記載では「検査に合格した後、請求」となっておりますが、
実際の業務では1日（計量日）の午前0時に自動計量され、毎月第4営業日を目途に請求書発行となり、その請求書にご利用の内訳が記載されております。
弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりませんのでご了承いただけますでしょうか。
81. 第10条（電気料金の支払）
月々の請求金額算定における計算方法につき、下記文言を参照の上修正願えませんか。
【料金計算】
毎月の料金計算は電気料金＝基本料金＋電力量料金とし
基本料金＝基本料金単価×契約電力×力率（割引・割増）
電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量±燃料費調整額±再生可能エネルギー特別措置法に基づく賦課金（ただし、基本料金単価、電力量料金単価は消費税及び地方消費税を含むものとする。）
力率は需要場所ごとに、その一月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。
平均力率が85パーセントのときは、電気料金積算内訳書の基本料金とし、85パーセントを上回る場合、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しする。
82. 第〇条（遅延利息）
料金の支払いが遅延した際の遅延利息に関し条項の追加をお願いします。
▶料金の支払いが期限内に支払われない場合甲は、遅延した日数分を政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率で計算した利息を乙に支払うものとする。
83. 第〇条（違約金・・・）
甲の責に帰すべき事由により発生する違約金についての記載がございませんので、下記文言を参考に条項の追加をお願いできますでしょうか。
『甲の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合には、甲は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に、別紙に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じた額に、別紙に定める基本料金を加算した額の10分の1に相当する額を違約金として乙の指定する期間内に支払わなければならない。』
84. 第19条（疑義の決定）
定めのない事項につき協議を行う際に
『乙の電力需給約款参照の上』を追記お願いできますか。
85. 弊社が落札した場合は、「燃料費等調整を行わない（請求しない）契約」のみの

対応となりますが、契約可能でしょうか。（基本料金＋電力量料金＋再エネ賦課金のみ）なお、別途協議可能との回答且つ、その協議の結果燃調必須となった場合は、対応可能なプランが無いことから辞退せねばならないため、契約可否についてお返事ください。

86. 現在の、自家発補給電力・予備線・予備電源の契約有無についてお教えてください。また、契約がある場合には、今回の入札額に含める必要はございますか。
87. 弊社は1供給地点ごとに請求書を1部発行しておりますが、本件では、供給地点内でさらに分割した請求書発行の対応は生じますか。
88. 本件では分割入金の希望はございますか。ある場合は、入金内訳について事前に弊社までお知らせいただくことは可能でしょうか。
（例：自動販売機の運営にかかる電気料金については自動販売機を設置・運営している業者が支払う場合など）
89. 入札金額算出時に小数点以下の端数が出た場合、小数点未満は切捨てでよろしいでしょうか。
また、その端数処理は、各計算項目ごと or 各月の合計ごと or 税抜き処理時のどのタイミングで行うべきかご教示ください。
90. 入札書に記載する日付に指定はございますか。
91. 東北電力の電気標準約款にもとづいた燃料費等調整（毎月の燃料費調整単価、離島ユニバーサルサービス調整単価、市場価格調整単価）での請求は可能でしょうか。
92. 「みなし小売電気事業者が採用する燃料費等調整単価によらず、落札者独自の調整方法」や「毎月の燃料費等調整を行わないこと」を認める可能性はありますでしょうか。
93. 契約期間の開始前または契約期間中に料金改定等、弊社電気標準約款等の変更が生じた場合、契約単価や燃料費等調整の取扱いを変更することは可能でしょうか。
94. 弊社が落札者になった場合、別途提示の契約書（案）の内容の加除について、もしくは別途覚書を取り交わすことについて協議させていただくことは可能ですか。
95. 電気料金を調達者様と使用者様（自動販売機業者様等）とで、分割して支払う契約はございますか。
96. 各需要場所において、契約期間中に、トランス増設や受電設備の変更など契約電力に影響がある工事の予定はございますか。
97. 郵送にて入札に参加した場合、落札者以外の他社応札情報（社名、応札価格）について開示可能でしょうか。もしくは開札時に立会した場合、その情報は開示されますか。また、ホームページ等で公表されますか。
98. 入札書へ記載する金額は、入札説明書のとおり端数処理して算定いたしますが、料金請求の算定にあたっては、弊社の電気標準約款にもとづく端数処理方法により請求することは可能でしょうか。
99. 委任者から受任者への委任状を提出することで、「一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）」以降の書類について受任者で提出することは可能でしょうか。
100. 各種様式に記載する日付について指定はありますか。なければ、提出日（発送日）を記載することで問題ないですか。
101. 入札書は封筒に入れて密封とのことですが、封印としての封筒への押印は必要でしょうか。必要な場合、封緘印は代表者印（受任印）もしくは復代理人の印でよろしいでしょうか。また押印箇所について指定はございますか。
102. 委任状（様式2）の委任期間は、「自」を提出月日、「至」を令和9年11月30日と記載してよろしいでしょうか。
103. 入札書（様式4）について、復代理人が提出する場合、代表者氏名は代理人で記載し、代表者の押印は不要でしょうか。
104. 需要場所毎に異なる基本料金単価、電力量料金単価を設定して応札してもよろしいでしょうか。
105. 仕様書および電気供給契約書（案）に定めのない事項については、弊社供給条件および料金表によるものとなります。ご了承くださいませでしょうか。

また、弊社落札の際、電気供給契約書（案）においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。

仕様書につきましても、電気供給契約書（案）に合綴する場合は同様に變更いただくことは可能でしょうか。

106. 弊社供給条件ではお支払期日は「支払い義務発生日の翌日から起算して 30 日以内」と定めております。支払義務発生日とは、弊社が定例検針日を考慮してあらかじめ定めた日となります。ご了承くださいませでしょうか。

また、弊社落札の際、電気供給契約書（案）においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。

107. 遅延利息について弊社の供給条件では、「その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合を乗じて算定してえた金額」と記載されております。ご了承くださいませでしょうか。

また、弊社落札の際、電気供給契約書（案）においても上記の内容を記載いただけますでしょうか。

108. 契約期間中に消費税率が変更された場合は、当該変更分を契約単価に反映するものとしてよろしいでしょうか。

109. 本年 11 月より、小売電気事業者に共通して影響する一般送配電事業者の託送料金の値上げが予定されておりますが、現時点では国の認可前であり、改定後の料金が確定しておりません。

つきましては、現行の託送料金を前提として入札し、落札後に改定後の託送料金が確定した場合は、託送料金の値上げ分に限り、契約単価を変更させていただいてよろしいでしょうか。

110. 仕様書や電気供給契約書（案）に記載されている燃料費調整額には、市場価格調整額と離島ユニバーサルサービス調整額が含まれているという認識でよろしいでしょうか。

（弊社落札後、東北エリアを管轄する旧一般電気事業者と同様に、燃料費調整額と合わせて市場価格調整額と離島ユニバーサルサービス調整額をご請求いたします）

111. 「契約保証金」の免除を受けるにあたり、記載されている提出書類のほかに何か特別提出が必要な書類はございますか。必要な書類がある場合、どのような書類を提出すればよろしいでしょうか。

112. 契約書の写しを提出する場合、契約した「履行証明願」「通知書」で代用は可能でしょうか。

（当社は契約書の締結を省略しており、印鑑省略をした通知書（電気需給に関するお知らせ）を web に掲載し契約をしているため、通知書の写しを代用としております。）

113. 弊社では納付書（請求書）払い、もしくは口座振替（口座引き落とし）となります。どちらに対応可能でしょうか。また、取引先銀行はどちらになりますでしょうか。

114. 今回の入札に関しまして、落札金額等の公表は公報等で実施される予定でしょうか。もし公表される場合には、弊社といたしましては「総額以外の詳細単価」につきましては公表をお控えいただきたく存じます。ご了承くださいませでしょうか。

115. 内訳書の「力率割引額（円）c」について、力率 100%で算定する場合、力率割引率は 15%となるため、c は「a（基本料金単価）×b（契約電力）×12 月×15%」により算出した金額を記載するとの認識でよろしいでしょうか。

また、内訳書上に c の算定式が記載されていないため、併せてご教示いただけますでしょうか。

116. 請求書について、弊社は第 8 営業日頃からウェブページ上での発行のみとし、紙媒体では発行いたしません。この対応でご了承くださいませでしょうか。

117. 入札書に記載する日付は、入札書提出日（入札日）を記載するという理解でよろしいでしょうか。

118. 本施設内に複数の入居企業がある場合、電気料金請求の按分・複数分割請求は原

則いたしかねます。ご了承いただけますでしょうか。分割請求が必要な場合は、対象施設及び請求数をご教示ください。

119. 市場連動型プランでの応札は可能でしょうか。
120. 燃料費調整額が発生しない料金制度、及び弊社独自の燃料調整プランでの応札・契約締結は可能でしょうか。
121. 弊社では、計量結果の報告を請求書発行前に別途行う対応は行っておりません。検査終了後の日付での請求書再発行は行わないという前提でご了承いただけますでしょうか。
122. 入札価格の算定において、力率100%として、力率割引（基本料金に力率割引係数0.85 を乗じる方式）を考慮して応札してよろしいでしょうか。
123. 入札価格の算定にあたっては、開札月に適用される燃料費調整単価を使用し、12か月分に適用して算出するという理解でよろしいでしょうか。
124. 卸市場価格連動プランを採用する場合、算定に使用するスポット市場価格の対象期間及び算定方法（例：各月のJEPX スポット市場価格の月次平均単価を使用する等）をご教示ください。
125. 実際の請求における端数処理について、仕様書上「受託者が定める約款等による」旨の記載がある場合、入札価格算定時の端数処理方法と実際の請求時の端数処理方法が異なることがございます。この点は内訳書に明記した上で、実際の請求は弊社約款に基づく処理とさせていただくことでよろしいでしょうか。
126. 契約期間中に、契約電力の増減に関わるような工事のご予定はございますでしょうか。
127. 一般送配電事業者の託送供給等約款における託送料金が落札後（契約開始前～契約期間中）に改定された場合について、契約金額の改定（加算・減算）の対象としていただくことは可能でしょうか。
128. ①燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での提案、契約締結は可能でしょうか。
②質問①のご回答が“不可”の場合、燃料費等調整額(燃料費調整および市場価格調整)の算出方法は、一般送配電事業者＝東京電力 PG が定める最終保障供給約款によるものとの認識でよろしいでしょうか。
③EP での燃料費調整額でのご契約ご希望の場合、ベーシックプランの燃料費調整額のみを行う（市場価格調整額を行わない）ご契約は可能でしょうか。
129. ①電気料金のお支払い方法は振込みのみの対応となっております。
振込手数料について、当社では請求処理の都合上、お客様負担として対応させていただいておりますが、ご了承いただけますでしょうか。
②郵便物の配達遅延及び紛失への対策、改正電子帳簿保存法への対策、今般の社会情勢や環境配慮のためのペーパーレス化等を目的に、電気料金請求書等の帳票をWEB ページでご確認いただく方法をご了承いただけますでしょうか。
③弊社は1施設1枚の請求書作成となっております。ご了承いただけますでしょうか。
130. ① 契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか。(500kW未満の実量制契約の場合) 直近請求書の契約電力を引き継がせていただきます。
②予備電力の契約はございますでしょうか。契約がある場合、予備電源と予備線のどちらになりますでしょうか。
③自家発補給電力の契約はございますでしょうか。ある場合は契約電力(kw)、使用予定期間を教えてください。
131. ①入札書の日付に指定はございますでしょうか。
②内訳書の封入方法について、入札書と同封してよろしいでしょうか。同封する場合、留め方や箇所、割り印等の指定はございますでしょうか。
132. 託送料金の見直しに伴う単価変更協議について、9月4日付で、託送料金に係る収入の見通しについて経済産業省の承認を受けた旨が公表されております。

本件の電力供給開始日が2026年12月1日であることから、入札における入札金額の算定に当たっては、当該託送料金の改定が適用されることを前提として、改定後の託送料金を見込んだ上で入札金額を算定いたしますが問題ございませんでしょうか。

回 答 事 項

1. ①東北電力ネットワーク株式会社です。
②「02」です。
2. 提出日を記載してください。
3. 契約書（案）内容の変更については、契約書（案）第 10 条又は第 18 条により協議します。
4. 相違ありません。
5. 差し支えありません。
6. 必要ありません。
7. 差し支えありません。
8. 1 日です。
9. 差し支えありません。
10. 必要ありません。
11. ご認識のとおりです。
12. 仕様書別紙 1 のとおり設置してあります。
13. 契約書（案）内容の変更については、契約書（案）第 10 条又は第 18 条により協議します。
14. ありません。
15. ・各単価には、消費税及び地方消費税を含むことができます。
・内訳書の留意事項のとおり各単価には小数点第二位まで含むことができます。
・入札説明書 6 のとおり入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額に 1 円未満の端数が生じたときは、切り捨てです。
なお、内訳書の総合計③に「1 円未満四捨五入」としていましたが、「1 円未満切り捨て」の誤りだったため、正しい内訳書をホームページに掲載しましたので、差し替えをお願いいたします。
・入札説明書 6 のとおり入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額に 1 円未満の端数が生じたときは、切り捨てです。
16. 全時間帯を同一単価とすることも可能です。
17. 仕様書 3 のとおり当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件により算出してください。
18. 契約単価等の変更は、契約書（案）第 10 条により協議します。
19. 仕様書 3 のとおりです。
20. 開札日に落札者を決定します。
21. 電気料金の算定は、契約書（案）第 9 条第 2 項によります。
22. 契約書（案）第 10 条により協議します。
23. 差し支えありません。
24. 差し支えありません。
25. 契約時別途協議します。
26. 差し支えありません。
27. 差し支えありません。
28. ありません。
29. 入札保証金は、入札日から 2 年前までに契約したものが対象なので、2024 年 10 月 6 日以降に契約したものが対象です。契約保証金は、契約日から 2 年前までに契約したもののみ対象です。今年度の契約締結日は、11 月 25 日頃を見込んでいます。
30. 契約電力、契約金額、契約期間等を案件により判断いたします。
31. 個人情報の保護に該当が無い契約のため、契約書（案）から第 6 条を削除いたします。正しい契約書（案）をホームページに掲載しましたので、差し替えをお願いいたします。
32. ご認識のとおりです。
33. 本社所在地が変更となったことが分かる資料を添付のうえご提出ください。申請書

類を確認のうえ判断いたします。

34. 当該入札は単価契約になります。契約単価等の変更は契約書（案）第 10 条により協議します。
35. 契約書（案）第 10 条により協議します。
36. 契約書（案）第 10 条により協議します。
37. 契約書（案）第 10 条により協議します。
38. ありません。
39. PDF データでのご提出で差し支えありません。
40. 落札者等の公示は、落札者を決定した日の翌日から起算して 72 日以内に福島県報に落札者の氏名及び住所並びに落札金額等を掲載します。併せて、福島県ホームページの保健福祉部入札情報に落札者、落札額及び入札参加者とその入札額を掲載します。
41. 差し支えありません。
42. 差し支えありません。
43. 差し支えありません。
44. 差し支えありません。
45. 差し支えありません。
46. 仕様書別紙 2 には、予想される令和 8 年 12 月時点の契約電力を記載しております。現在の契約電力（7 月使用時点）は以下のとおりです。
また、契約時別途協議します。

施設名	契約電力	施設名	契約電力
県北保健福祉事務所	162kw	浜児童相談所	36kw
県中保健福祉事務所	64kw	食肉衛生検査所	40kw
県南保健福祉事務所	54kw	動物愛護センター	28kw
会津保健福祉事務所	93kw	福島学園	81kw
南会津保健福祉事務所	38kw	大笹生学園	150kw
相双保健福祉事務所	47kw	総合療育センター	342kw
中央児童相談所	37kw	女性のための相談支援センター	31kw
県中児童相談所	55kw	衛生研究所	130kw

47. 回答 8 に同じです。
48. 伊藤忠エネクス株式会社です。
49. 差し支えありません。
50. 差し支えありません。
51. 入札保証金納付免除申請時に提出された書類が福島県財務規則第 229 条に該当するか判断するための書類と重複する場合は、重複した資料について新たに提出を求めることはしません。
52. 差し支えありません。
53. 契約書（案）第 10 条により協議します。
54. 令和 8 年 9 月 4 日付けで経済産業省が一般送配電事業者の託送供給等に係る収入の見通しの変更承認申請を承認したことが公表されましたので、契約期間に見込まれる託送料金を用いて、契約単価の算定をしてください。
55. 差し支えありません。
56. 差し支えありません。
57. 仕様書 3 のとおりです。
58. 差し支えありません。
59. 回答 34 に同じです。
60. 令和 8 年 9 月 4 日付けで経済産業省が一般送配電事業者の託送供給等に係る収入の見通しの変更承認申請を承認したことが公表されましたので、契約期間に見込まれる託送料金を用いて、契約単価の算定をしてください。
61. 提出日を記載してください。

62. ありません。
63. 電気料金の算定は、契約書（案）第 10 条第 2 項によります。
内訳書作成時は、内訳書の留意事項のとおり税抜額③＋消費税④＝②（①の 1 円未満切捨て）になります。
64. 回答 16 に同じです。
65. 仕様書 3 のとおりです。
66. 契約単価等の変更は、契約書（案）第 10 条により協議します。
67. 契約書（案）第 10 条により協議します。
68. 令和 8 年 9 月 4 日付けで経済産業省が一般送配電事業者の託送供給等に係る収入の見通しの変更承認申請を承認したことが公表されましたので、契約期間に見込まれる託送料金を用いて、契約単価の算定をしてください。
69. 差し支えありません。
70. ありません。
71. 回答 8 に同じです。
72. 現時点において、以下のとおり予定しております。なお、工事概要は、今後変更となる可能性もありますのでご了承ください。

施設名	工事概要
南会津保健福祉事務所	非常用発電設備設置等工事（R9 年度）
相双保健福祉事務所	非常用発電設備設置等工事（R8～R9 年度）

73. 伊藤忠エネクス株式会社です。
74. 差し支えありません。
75. どちらでも可能です。
76. 差し支えありません。
77. ありません。
78. 契約書（案）第 10 条又は第 18 条により協議します。
79. 契約時別途協議します。
80. 差し支えありません。
81. 契約時別途協議します。
82. 契約時別途協議します。
83. 契約時別途協議します。
84. 契約時別途協議します。
85. 仕様書 3 のとおりです。
86. 該当はありません。
87. 生じません。
88. ありません。
89. 入札説明書 6 のとおりです。
90. 回答 2 に同じです。
91. 差し支えありません。
92. 仕様書 3 のとおりです。
93. 契約締結後の契約単価等の変更は、契約書（案）第 10 条により協議します。
94. 契約時別途協議します。
95. ありません。
96. 回答 72 に同じです。
97. 回答 40 に同じです。
98. 契約書（案）第 9 条第 2 項によります。
99. 可能です。なお、委任状を提出した後は、委任事項については原則代理人（委任者）名で行うこととなります。
100. 差し支えありません。
101. 封筒への押印は不要です。
102. 差し支えありません。
103. 代表者氏名は、代表者氏名を記載し、復代理人の記名及び押印があれば代表者の押

- 印は不要です。
104. 差し支えありません。
105. 契約時別途協議します。
106. 差し支えありません。契約書については、契約時別途協議します。
107. 契約時別途協議します。
108. 契約書（案）第 10 条により協議します。
109. 令和 8 年 9 月 4 日付けで経済産業省が一般送配電事業者の託送供給等に係る収入の見通しの変更承認申請を承認したことが公表されましたので、契約期間に見込まれる託送料金を用いて、契約単価の算定をしてください。
110. 差し支えありません。
111. ありません。
112. 契約電力、契約金額、契約期間等が確認できるか案件により判断いたします。
113. どちらでも可能です。東邦銀行です。
114. 回答 40 のとおりです。総額のみを公表します。
115. 契約相手方となった際に見込まれる算定式で積算願います。力率割引率が 15%となる場合は、前段のとおりです。
116. 差し支えありません。
117. 差し支えありません。
118. 該当ありません。
119. 回答 34 に同じです。
120. 仕様書 3 のとおりです。
121. 差し支えありません。
122. 回答 115 のとおりです。
123. 仕様書 3 のとおりです。
124. 回答 34 のとおりです。
125. 落札者に該当の約款等がある場合は、契約時別途協議します。
126. 回答 72 に同じです。
127. 契約書（案）第 10 条により協議します。
128. 仕様書 3 のとおりです。
129. ①②③ともに差し支えありません。
130. ①現段階ではありません。変更が生じる場合、契約書（案）第 10 条により協議します。
②ありません。
③ありません。
131. ①回答 2 に同じです。
②差し支えありません。指定は特にありません。
132. 差し支えありません。